

○鹿沼市重度心身障害者医療費助成に関する条例

昭和48年3月22日条例第16号

改正

昭和52年10月5日条例第35号
昭和57年12月24日条例第29号
昭和59年12月24日条例第27号
昭和63年9月24日条例第24号
平成6年12月19日条例第29号
平成10年3月25日条例第10号
平成11年3月23日条例第8号
平成11年12月21日条例第27号
平成18年3月16日条例第17号
平成19年3月19日条例第17号
平成20年3月18日条例第12号
平成20年12月22日条例第36号
令和3年12月21日条例第35号

鹿沼市重度心身障害者医療費助成に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、重度心身障害者に対し医療費の一部を助成することにより、保健の向上に寄与し、もって重度心身障害者の福祉を増進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める1級又は2級の障害の程度と同程度の障害を有する者であること。
- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第6条に規定する精神保健福祉センター又は精神科医(以下「児童相談所等」という。)により知能指数が35以下の知的障害児者と判定された者であること。
- (3) 身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める3級又は4級の障害の程度と同程度の障害を有する者であつて、児童相談所等により、知能指数が50以下の知的障害児者と判定されたものであること。
- (4) 精神保健福祉センターにより精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に定める1級と認定された者であること。

2 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
- (3) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
- (4) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
- (5) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
- (6) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)

3 この条例において「保険給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付、療養費、家族療養費、保険外併用療養費、特別療養費、訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費をいう。

4 この条例において「一部負担金等」とは、次に掲げる額をいう。

- (1) 65歳以上75歳未満の者(高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者医療の被保険者及び重度心身障害者であつて高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)別表に定める程度の障害の状態でないため、栃木県後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けられない者を除く。)にあつては、保険給付に係る額の1割に相当する額(付加給付等があるときは、その者が医療保険各法の規定により負担すべき額から当該付加給付等の額を控除して得た額と、当該1割に相当する額のいずれか低い額)
- (2) 前号に掲げる者以外の者にあつては、医療保険各法の規定により負担すべき額(付加給付等があるときは、その額を控除して得た額)

5 この条例において「医療機関等」とは、医療保険各法の規定により保険給付を取り扱う病院、診療所、薬局その他のものをいう。

（助成対象者）

第3条 この条例に定める医療費の助成の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、本市の区域内に住所を有する者(国民健康保険法第116条の2の規定により他の市町村が行う国民健康保険の被保険者となる者及び高齢者の医療の確保に関する法律第55条の規定により他の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となる者を除く。)、国民健康保険法第116条の2の規定により本市が行う国民健康保険の被保険者となる者又は本市の区域内に住所を有していたと認められることにより、高齢者の医療の確保に関する法律第55条の規定により栃木県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となる者であり、かつ、医療保険各法の規定による被保険者又

は被扶養者である1歳以上の重度心身障害者(生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者を除く。)であつて、市長が交付する重度心身障害者医療費受給資格者証を有する者とする。

(助成)

第4条 市長は、前条に定める助成対象者が受けた保険給付につき、一部負担金等を支払った場合においては、当該支払額に相当する額を助成するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、助成対象者が支払うべき一部負担金等を助成対象者に代わって市が医療機関等に支払うことができる。

3 前項の規定により支払ったときは、当該助成対象者に対する助成を行ったものとみなす。

(助成の方法)

第5条 前条の助成は、助成対象者からの申請に基づき行ふものとする。

2 前項の申請は、助成対象者が保険給付を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して1年以内に行わなければならない。

(助成金の返還)

第6条 市長は、偽りその他不正な行為により第4条に定める助成を受けた者があるときは、その者から当該助成した金額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則(昭和52年10月5日条例第35号)

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行し、昭和52年10月診療分から適用する。

附 則(昭和57年12月24日条例第29号抄)

(施行期日)

1 この条例は、昭和58年2月1日から施行する。

附 則(昭和59年12月24日条例第27号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の鹿沼市重度心身障害者医療費助成に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第2条第3項の規定は、昭和59年10月1日から適用する。

2 改正後の条例第2条第2項第4号の規定は、昭和59年4月1日から適用する。

(助成に関する経過措置)

3 昭和59年10月1日から昭和60年1月31日までの間(以下「経過期間」という。)において65歳未満である日がある者で、経過期間中に改正後の条例第3条第1号又は第2号に該当することにより重度心身障害者医療費受給資格者証を有することとなった者(改正前の鹿沼市重度心身障害者医療費助成に関する条例第3条第1号又は第2号に該当する者を除く。)については、昭和59年10月1日に重度心身障害者医療費受給資格者証を有していた者とみなす。

附 則(昭和63年9月24日条例第24号)

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年12月19日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の鹿沼市重度心身障害者医療費助成に関する条例第2条第3項の規定、第2条の規定による改正後の鹿沼市乳児医療費助成に関する条例第2条第4項の規定、第3条の規定による改正後の鹿沼市妊産婦医療費助成に関する条例第2条第3項の規定及び第4条の規定による改正後の鹿沼市母子家庭医療費助成に関する条例第2条第3項の規定は、平成6年10月1日から適用する。

附 則(平成10年3月25日条例第10号)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

(1) 第1条の規定による改正後の鹿沼市重度心身障害者医療費助成に関する条例第2条第2項第3号の規定、第2条の規定による改正後の鹿沼市乳幼児医療費助成に関する条例第2条第3項第3号の規定、第3条の規定による改正後の鹿沼市妊産婦医療費助成に関する条例第2条第2項第3号の規定及び第4条の規定による改正後の鹿沼市ひとり親家庭医療費助成に関する条例第2条第2項第3号の規定 平成10年1月1日

(2) 第1条の規定による改正後の鹿沼市重度心身障害者医療費助成に関する条例第2条第2項第4号の規定、第2条の規定による改正後の鹿沼市乳幼児医療費助成に関する条例第2条第3項第4号の規定、第3条の規定による改正後の鹿沼市妊産婦医療費助成に関する条例第2条第2項第4号の規定及び第4条の規定による改正後の鹿沼市ひとり親家庭医療費助成に関する条例第2条第2項第4号の規定 平成9年4月1日

附 則(平成11年3月23日条例第8号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成11年12月21日条例第27号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月16日条例第17号)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前に受けた保険給付に係る助成については、なお従前の例による。

附 則(平成19年3月19日条例第17号)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前に受けた保険給付に係る助成については、なお従前の例による。

附 則(平成20年3月18日条例第12号)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前に受けた保険給付に係る助成については、なお従前の例による。

附 則(平成20年12月22日条例第36号)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前に受けた保険給付に係る助成については、なお従前の例による。

附 則(令和3年12月21日条例第35号)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前に受けた保険給付に係る助成については、なお従前の例による。
